

市区町村別集計項目(推進体制等)

青森県	
市区町村数	40

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)					
							有			無		有		無	
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
					4	10	2			39					
2	201	青森市	人権男女共同参画課	1	1	1	青森市男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年4月1日	0	青森市男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
2	202	弘前市	ひとつり推進室	1	2	0				0	弘前市男女共同参画プラン2018~2022	2018年11月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
2	203	八戸市	市民連携推進課	1	2	0	八戸市男女共同参画基本条例	2001年9月27日	2001年10月1日	0	第5次八戸市男女共同参画基本計画 ~ 男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2022~	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
2	204	黒石市	企画課	1	2	1				0	第3次くろいし男女共同参画推進プラン	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
2	205	五所川原市	男女共同参画室	1	2	0				0	第5次五所川原市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
2	206	十和田市	総務課	1	2	1				0	第3次十和田市男女共同参画社会推進計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1	
2	207	三沢市	広報広聴課	1	2	0				0	第3次みさわハーモニープラン~自分らしく生きるために~	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
2	208	むつ市	市民連携課	1	2	0				0	第2次むつ市男女共同参画推進基本計画	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
2	209	つがる市	地域創生課	1	2	0				0	第2次つがる市男女共同参画プラン	2017年3月 ~ 2026年3月	1	1	
2	210	平川市	生涯学習課	2	2	0				0	第4次平川市男女共同参画推進プラン	2022年3月 ~ 2027年3月	1	1	
2	301	平内町	総務課	1	2	0				0	第3次平内町男女共同参画プラン-豊かな人間性と郷土を求めて-	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
2	303	今別町	総務企画課	1	2	0				0	第3次今別町男女共同参画推進計画	2019年3月 ~ 2023年3月	1	1	
2	304	蓬田村	健康福祉課	1	2	0				0	第2次蓬田村男女共同参画推進計画~みんなが輝き、支える社会を目指して~	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1	
2	307	外ヶ浜町	総務課	1	2	0				0	第2次外ヶ浜町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
2	321	鰯ヶ沢町	政策推進課	1	2	0				0	第2次鰯ヶ沢町男女共同参画推進プラン	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1	
2	323	深浦町	深浦町総合戦略課	1	2	0				0	深浦町男女共同参画プラン~男女が共に働く社会に向けて~	2022年4月 ~ 2031年3月	0	1	
2	343	西目屋村	住民課	1	2	0				0	西目屋村男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	0	1	
2	361	藤崎町	生涯学習課	2	2	0				0	第2次藤崎町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
2	362	大鰐町	総務課	1	2	0				0	第2次大鰐町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
2	367	田舎館村	総務課	1	2	0				0	田舎館村男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
2	381	板柳町	板柳町教育委員会生涯学習課	2	2	0				0	板柳町男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
2	384	糠田町	教育委員会	2	2	0				0				0	
2	387	中泊町	総合戦略課	1	2	0				0	第2次中泊町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
2	401	野辺地町	企画財政課	1	2	0				0	第3次野辺地町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1	
2	402	七戸町	企画経営課	1	2	0				0	第2次七戸町男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1	
2	405	六戸町	総務課	1	2	0				0	六戸町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
2	408	権浜町	企画財政課	1	2	0				2	第2次権浜町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
2	408	東北町	企画課	1	2	1				0	第2次東北町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
2	411	六ヶ所村	社会教育課	2	2	0				0	(第2次六ヶ所村男女共同参画社会基本計画)	2022年4月 ~ 2032年3月	1	0	
2	412	おいらせ町	政策推進課	1	2	0				0	第3次おいらせ町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
2	423	大間町	総務課	1	2	0				0	大間町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	1	
2	424	東通村	企画課	1	2	0				0	東通村男女共同参画推進計画	2019年11月 ~ 2023年11月	1	1	
2	425	風間浦村	総務課	1	2	0				0	風間浦村男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
2	426	佐井村	総合戦略課	1	2	0				0	佐井村男女共同参画推進計画 ~女性がいよいよと活躍するから~	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1	
2	441	三戸町	まちづくり推進課やわかさんのへ交流室	1	2	0				0	第2期三戸町男女共同参画社会基本計画	2020年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
2	442	五戸町	総合政策課	1	2	0				0	第2次五戸町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
2	443	田子町	政策推進課	1	2	0				0	第2次田子町男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
2	445	南部町	住民生活課	1	2	0				0	第2次南部町男女共同参画社会基本計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
2	446	階上町	総務課	1	2	0				0	第2次階上町男女共同参画推進プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
2	450	新郷村	総務課	1	2	0				0	新郷村男女共同参画推進計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所属
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専任課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
0 無

諮問機関

- 1 有
0 無

男女共同参画に関する条例

- 現在の状況
1 2023年3月までの制定を目的に検討中
2 2022年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

男女共同参画に関する計画

- 女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)						施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			1							0	1	0	1	0	0	1	0
2	201	青森市	青森市男女共同参画プラザ	カダール	030-0801	青森市新町1丁目3番7号アウガ5F	017-776-8800	017-776-8828	http://www.kadar-acor.jp/		○		○				○
2	202	弘前市															
2	203	八戸市															
2	204	黒石市															
2	205	五所川原市															
2	206	十和田市															
2	207	三沢市															
2	208	むつ市															
2	209	つがる市															
2	210	平川市															
2	301	平内町															
2	303	今別町															
2	304	蓬田村															
2	307	外ヶ浜町															
2	321	鱒ヶ沢町															
2	323	深浦町															
2	343	西目屋村															
2	361	藤崎町															
2	362	大鰐町															
2	367	田舎館村															
2	381	板柳町															
2	384	鶴田町															
2	387	中泊町															
2	401	野辺地町															
2	402	七戸町															
2	405	六戸町															
2	406	横浜町															
2	408	東北町															
2	411	六ヶ所村															
2	412	おいらせ町															
2	423	大間町															
2	424	東通村															
2	425	風間浦村															
2	426	佐井村															
2	441	三戸町															
2	442	五戸町															
2	443	田子町															
2	445	南部町															
2	446	階上町															
2	450	新郷村															

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

青森県

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0				
2	201	青森市	青森市男女共同参画プラザ	2001年1月26日	12	0	39,151	○	○	○	○		○	○			託児室の管理・運営
2	202	弘前市			0	0	0										
2	203	八戸市			0	0	0										
2	204	黒石市			0	0	0										
2	205	五所川原市			0	0	0										
2	206	十和田市			0	0	0										
2	207	三沢市			0	0	0										
2	208	むつ市			0	0	0										
2	209	つがる市			0	0	0										
2	210	平川市			0	0	0										
2	301	平内町			0	0	0										
2	303	今別町			0	0	0										
2	304	蓬田村			0	0	0										
2	307	外ヶ浜町			0	0	0										
2	321	鱒ヶ沢町			0	0	0										
2	323	深浦町			0	0	0										
2	343	西目屋村			0	0	0										
2	361	藤崎町			0	0	0										
2	362	大鰐町			0	0	0										
2	367	田舎館村			0	0	0										
2	381	板柳町			0	0	0										
2	384	鶴田町			0	0	0										
2	387	中泊町			0	0	0										
2	401	野辺地町			0	0	0										
2	402	七戸町			0	0	0										
2	405	六戸町			0	0	0										
2	406	横浜町			0	0	0										
2	408	東北町			0	0	0										
2	411	六ヶ所村			0	0	0										
2	412	おいらせ町			0	0	0										
2	423	大間町			0	0	0										
2	424	東通村			0	0	0										
2	425	風間浦村			0	0	0										
2	426	佐井村			0	0	0										
2	441	三戸町			0	0	0										
2	442	五戸町			0	0	0										
2	443	田子町			0	0	0										
2	445	南部町			0	0	0										
2	446	階上町			0	0	0										
2	450	新郷村			0	0	0										

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				3		10	0	0.0	11	0	0.0	30	1	3.3	20	0	0.0	3,556	153	4.3
2	201	青森市	1996年10月22日	「男女共同参画都市」青森宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							408	15	3.7
2	202	弘前市			1	1	0	0.0	1	0	0.0							326	6	1.8
2	203	八戸市	2001年6月25日	はちのへ男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							466	15	3.2
2	204	黒石市			1	1	0	0.0	1	0	0.0							126	2	1.6
2	205	五所川原市			1	1	0	0.0	1	0	0.0							268	26	9.7
2	206	十和田市			1	1	0	0.0	1	0	0.0							292	21	7.2
2	207	三沢市			1	1	0	0.0	1	0	0.0							109	8	7.3
2	208	むつ市			1	1	0	0.0	1	0	0.0							163	5	3.1
2	209	つがる市			1	1	0	0.0	1	0	0.0							131	3	2.3
2	210	平川市			1	1	0	0.0	1	0	0.0							66	1	1.5
2	301	平内町										1	0	0.0	1	0	0.0	59	3	5.1
2	303	今別町										1	0	0.0	0	0		17	0	0.0
2	304	蓬田村										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
2	307	外ヶ浜町										1	1	100.0	0	0		40	1	2.5
2	321	鯉ヶ沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	70	1	1.4
2	323	深浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
2	343	西目屋村										1	0	0.0	0	0		7	0	0.0
2	361	藤崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	4	8.3
2	362	大鰐町										1	0	0.0	0	0		22	1	4.5
2	367	田舎館村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
2	381	板柳町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	1	2.3
2	384	鶴田町										1	0	0.0	0	0		44	1	2.3
2	387	中泊町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
2	401	野辺地町	2000年8月26日	野辺地町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
2	402	七戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	127	16	12.6
2	405	六戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	3	5.8
2	406	横浜町										1	0	0.0	0	0		29	0	0.0
2	408	東北町										1	0	0.0	1	0	0.0	109	6	5.5
2	411	六ヶ所村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
2	412	おいらせ町										1	0	0.0	1	0	0.0	56	0	0.0
2	423	大間町										1	0	0.0	0	0		17	2	11.8
2	424	東通村										1	0	0.0	0	0		29	0	0.0
2	425	風間浦村										1	0	0.0	0	0		4	0	0.0
2	426	佐井村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
2	441	三戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
2	442	五戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	1	1.6
2	443	田子町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	5	10.4
2	445	南部町										1	0	0.0	1	0	0.0	64	0	0.0
2	446	階上町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3
2	450	新郷村										1	0	0.0	1	0	0.0	45	5	11.1

<選択回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

青森県

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
								18	15	908	299	32.9	2	0	6	0	0.0								
	青森市							3	2	117	27	23.1	0	0	0	0									
	弘前市							4	3	199	60	30.2	0	0	0	0									
	八戸市							2	2	146	47	32.2	1	0	2	0	0.0								
	黒石市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	五所川原市							6	5	182	64	35.2	0	0	0	0									
	十和田市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	三沢市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	むつ市							1	1	28	7	25.0	0	0	0	0									
	つがる市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	平川市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	平内町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	今別町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	蓬田村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	外ヶ浜町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	鱒ヶ沢町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	深浦町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	西目屋村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	藤崎町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大鱒町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	田舎館村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	板柳町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	鶴田町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	中泊町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	野辺地町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	七戸町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	六戸町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	横浜町							1	1	96	49	51.0	0	0	0	0									
	東北町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	六ヶ所村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	おいらせ町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大間町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	東通村							0	0	0	0		1	0	4	0	0.0								
	風間浦村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	佐井村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	三戸町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	五戸町							1	1	140	45	32.1	0	0	0	0									
	田子町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南部町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	階上町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	新郷村							0	0	0	0		0	0	0	0									

市区町村別集計項目 (地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

青森県

調査時点		議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)																
都	市	区	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産産前後期間の明記はあるか。	問4 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点から欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.明記した規定がある 2.明記した規定はないが、運用上認めている 3.明記した規定がなく、運用上も認めない 4.明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
				議会名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定はない。 2.産前産後期間を明記した規定はない。		1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例								
					14	38	0	30		1			29	29	29	28	32	26
					2	1	26	8		37			4	4	5	5	5	6
					1	0	6			0			0	0	0	0	1	1
					23	1	6			7			7	7	6	7	2	7
									青森市議会議員規則									
	青森市		4	青森市議会	1	2	1		第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時まで議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
									弘前市議会議員規則									
	弘前市		1	弘前市議会	1	2	1		(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時まで議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2	
									八戸市議会議員規則									
	八戸市		1	八戸市議会	1	2	1		第1章 議会 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第8条第2項 委員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
									黒石市議会議員規則									
	黒石市		4	黒石市議会	1	2	1		第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2	
									五所川原市議会議員規則									
	五所川原市		1	五所川原市議会	1	2	1		第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4	
									十和田市議会議員規則									
	十和田市		1	十和田市議会	1	2	1		(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時まで議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
									三沢市議会議員規則									
	三沢市		1	三沢市議会	1	2	1		(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時まで議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
									むつ市議会議員規則									
	むつ市		1	むつ市議会	1	2	1		(欠席の届出) 第2条(略) 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1 議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産休(産後 含む))があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、 取得することが可能な 休業期間は、次の うちどれか。	問3 問1で1.を選択 した場合、出 産に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問4 問3で1.を選択した 場合、当該部分の条文(本文) を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休職期 間の報酬について減額の規定はあ るか。	問6 問5で1.を選択した 場合、当該部分の条文(本文)を 記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点から の欠席事由について、以下の事由 について1~4のいずれか一つに○を つけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上 認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も 認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に 事例がない										
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例					配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
2	##	つがる市	1	つがる市議員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、本人の意思に基づき、この訓令に定める手続きを経ることにより、別表に掲げる文書等に旧姓を使用することができる。	つがる市議会	1	3	つがる市議会会議規則 第2条2項、第91条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1
2	##	平川市	4		平川市議会	1	3	1	平川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の9週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
2	##	平内町	1	平内町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(様式第1号)により、所属長を経由して町長に届けなければならない。	平内町議会	1	2	1	平内町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
2	##	谷畑町	4		谷畑町議会	1	4	2	蓬田村議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					2	2	2	2	2	2
2	##	蓬田村	4		蓬田村議会	1	2	1	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
2	##	外ヶ浜町	4		外ヶ浜町議会	1	3	1	外ヶ浜町議会会議規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(第2条第2項)	2					1	1	1	1	1	1
2	##	髷ヶ沢町	1	髷ヶ沢町職員旧姓使用取扱要綱第2条 第2条 職員は、承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用する文書等であつて、職務遂行又は事務処理上の誤解又は混乱を生じることのないものに限り、旧姓を使用することができる。	髷ヶ沢町議会	1	2	1	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
2	##	深浦町	4		深浦町議会	1	2	1	深浦町議会会議規則 欠席の届出第2条 議員は、公務、帰省、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その届出を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
2	##	西目屋村	4		西目屋村議会	1	4	2	藤崎町議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
2	##	藤崎町	4		藤崎町議会	1	2	1	大朝町議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
2	##	大朝町	4		大朝町議会	1	2	1	田舎館村議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
2	##	田舎館村	4		田舎館村議会	1	2	1		2					1	1	1	1	1	1

都 市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
1	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い規定がある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
2	## 板柳町	3	板柳町議会	1	2		板柳町議会議員規則 第一章 総則 欠席の届出 第1条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2	1	1	1	1	1		
2	## 鶴田町	4	鶴田町議会	1	2	1	鶴田町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2	1	1	1	1	1		
2	## 中泊町	1	中泊町議会	1	2	1	中泊町議会議員規則 (職責) 第1条 この規則は、中泊町職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が労働、養子縁組その他の事由(以下「労働等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き前項の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触する恐れがなく、専ら職員間で使用している文書、軽微な文書等で職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、旧姓は使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を經由して町長に提出し承認を受けなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第4条 町長は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用を承認するものとする。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)によりその旨を所属長を經由して当該承認を受けた職員に通知するものとする。			2			1	1	1	1	1
2	## 野辺地町	1	野辺地町議会	1	2	1	野辺地町議会議員規則 第一章 総則 欠席の届出 第1条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2	1	1	1	1	1		
2	## 七戸町	4	七戸町議会	1	2	1	七戸町議会議員規則 第一章 総則 欠席の届出 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2	1	1	1	1	1		
2	## 六戸町	4	六戸町議会	1	3	1	六戸町議会議員規則 第2条第2項			2	1	1	1	1	1		
2	## 横浜町	2	横浜町議会	1	2	1	横浜町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2	1	1	1	1	1		
2	## 東北町	4	東北町議会	1	2	1	東北町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2	1	1	1	1	1		

都	市	市	区	町	村	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											
							議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない				
道	区	町	村	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
2	##	六ヶ所村	1		六ヶ所村議員旧姓使用取扱要綱 第3条 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。	六ヶ所村議会事務局	1	2	1			2	1	1	1	4	1	1
2	##	おいらせ町	1		おいらせ町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が互いに優性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が帰郷、養子縁組その他の事由により戸籍上の姓を改めた後、以前使用していた氏(以下旧姓という)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	おいらせ町議会	1	2	1			2	2	2	2	2	2	2
2	##	大間町	4			大間町議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	1
2	##	東通村	4			東通村議会	1	3	2			2	4	4	4	4	1	4
2	##	佐井村	4			佐井村議会	1	3	2			1	4	4	4	4	1	4
2	##	三戸町	1		三戸町職員の旧姓使用に関する要綱 第三条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号に該当するものであって、おおむね別表第一に掲げるものとする。 一 組織内部で使用される文書で、職員の同一性の確認が容易にできるもの 二 対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの 三 前二号に掲げるもののほか、特に支障がないと任命権者が認めるもの 2 旧姓を使用することができないものは、前項に規定するもの以外であって、おおむね別表第二に掲げるものとする。 一 職員の身分を証するもの 二 職員の権利義務に係るもので他団体に与える影響が大きいもの 三 公権力の行使に係るもの 四 対外的に法律関係が生ずるもの 五 前号に掲げるもののほか、特に支障があると任命権者が認めるもの	三戸町議会	2						2	2	2	2	2	2
2	##	五戸町	4			五戸町議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	1
2	##	田子町	4			田子町議会	1	4	2			2	4	4	4	4	4	4
2	##	浜部町	4			浜部町議会	1	4	2			2	4	4	4	4	3	3
2	##	陸上町	4			陸上町議会	1	4	2			2	4	4	4	4	4	4
2	##	新郷村	2			新郷村議会	1	4	2			2	4	4	2	2	2	2

調査時点	議会開催は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 区	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。						
	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 防1 倫止 理にハ あ規開ラ る定すス 等るメ 〜根 が定ト	相に2 談開 ハ 口るラ をすス 行るメ 置向シ つ備ト て具ト	向防3 け止 ハ い修開ラ るをすス 行るメ 置向シ つ備ト て具ト	4 そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
	市	0	2	3	2	0	0	0		0	0	1		3			
	市	0	2	8	0	1	0	0		0	5	2		32			
	市	0	0	29	0	0	0	0		0	35	2		5			
	市	40	36		0	0	0	0				35					
2	青森市	4	2	3							3	2		1	青森市地域防災計画 女性団体等に対する各種連絡等に関すること。		
2	弘前市	4	2	3						3	4			2			
2	八戸市	4	1	3						3	2			2			
2	黒石市	4	4	3						3	1			2	黒石市議会先例・申し合わせ事項 15 通称の使用について 1 通称(公職選挙法制度の通称)を議員名として使用しない議員は、議表に対し通称使用許可の申請をすることとし、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。		
2	五所川原市	4	4	1		2					3	4		2			
2	十和田市	4	4	3						3	4			1	十和田市地域防災計画 第3章10節 避難対策 12 その他 庁内避難所における男女共同参画の観点から災害対策を円滑に進めるため、平常時及び災害時における男女共同参画部局の役割について、防災担当部署と男女共同参画部局が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。		
2	三好市	4	4	2							3	4		2			
2	むつ市	4	4	3							3	4		2			
2	つがる市	4	4	3							3	4		2			
2	野辺市	4	4	3							3	4		2			
2	五戸市	4	4	3							3	4		2			
2	三好市	4	4	3							3	4		2			
2	つがる市	4	4	3							3	4		2			
2	野辺市	4	4	3							3	4		2			
2	五戸市	4	4	3							3	4		2			
2	三好市	4	4	3							3	4		2			
2	つがる市	4	4	3							3	4		2			
2	野辺市	4	4	3							3	4		2			
2	五戸市	4	4	3							3	4		2			
2	三好市	4	4	3							3	4		2			
2	つがる市	4	4	3							3	4		2			
2	野辺市	4	4	3							3	4		2			
2	五戸市	4	4	3							3	4		2			
2	三好市	4	4	3							3	4		2			
2	つがる市	4	4	3							3	4		2			
2	野辺市	4	4	3							3	4		2			
2	五戸市	4	4	3							3	4		2			
2	七戸町	4	4	1	1				七戸町議会ハラスメント防止条例 町長から負託を受けた町議会議員は、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本質を体するとともに、町民の全体の奉仕者として町民の福祉向上に努めなければならない。 ハラスメントは、業務への支障につながり、いいては町民サービスが低下し、町民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。 そのため、身分、職位及び職責にかかわらず、全ての者が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合うことで、その能力を十分に発揮することができるようになるため、七戸町議会ハラスメントを防止し、町の議員の良好な勤務環境の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。 (目的) 第1条 この条例は、全ての町の職員(以下「職員」という。)が個人として尊厳を尊重された良好な勤務環境を確保するため、町議会議員(以下「議員」という。)によるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他の職員に対する誹謗、中傷、風説の流布等により人格を侵害し、又は学術に支障を及ぼす行為(以下「ハラスメント」という。)の防止のための措置等を講じ、及びハラスメントの被害者に配慮することにより、議員によるハラスメントを防止することを目的とする。	3	4		1	七戸町地域防災計画 町は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し、明確化しておくよう努める。			

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修もハラスメント防止に関するもの以外を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧称の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	
2	七戸町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定はない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 防1 倫理ハ ある定 するメ 等メン が定ト 相に2 談 問 向防3 け止 研にハ い修 問 を議 を議 置向 ンし け 4 ・ そ 他	議長の責務) 第2条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。 (議員の責務) 第3条 議員は、町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の遂行に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を害するものであること並びに議員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、並びに議員の人格を尊重した活動をしなければならない。 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら謙実な態度を持って疑念の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 4 議員は、職員に対しハラスメントに当たる行動又は言動を行っている当該職員を懲罰に遭遇したときは、当該行動又は言動を行っている者に対し厳に懲むべき旨を指摘するよう努めなければならない。 (研修等) 第4条 議長は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (事実関係の把握等) 第5条 議長は、職員からハラスメントに関する苦情の申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに当該苦情に係る事実関係を把握し、及び今後のハラスメントの防止策を講ずるものとする。 (公表等) 第6条 議長は、罰金により議員によるハラスメントがあったことを認識したときは、当該ハラスメントを行っていた議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。 2 議長は、町長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、町議会常任委員会から意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。 (被害者のプライバシーの保護等) 第7条 議員は、ハラスメントの被害者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに際し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その漏らした後も同様とする。 (委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
2	八戸町	3	4	3				3	4		2	
2	横浜町	4	4	2				2	4		2	
2	豊津町	4	4	3				3	4		2	
2	八戸市	4	4	3				3	4		4	
2	おいらん町	4	4	3				3	4		4	
2	大畑町	4	4	3				3	4		2	
2	豊津町	4	4	3				3	4		4	
2	黒川町	4	4	3				3	4		4	
2	佐井村	4	4	3				3	4		2	
2	三戸町	4	4	2				3	3		2	

都 道 府 県 市 町 村 区 名	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修もハラスメント防止に関するもの以外を行っているかどうか。	問15 議会において、通報又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	その他	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 防1 倫止ハ 理にハ あ規関 る定す 等メ 規ン が定ト 相に2 談関 け止 向防3 け止 研にハ 口をう い修関 手 を議ス るをす メ 置向 ン と員ト			1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
2	##	五戸町	4	4	1	1			3	4		2	
2	##	田子町	4	4	3				3	4		2	
2	##	鹿沼市	4	4	3				3	4		2	
2	##	新郷村	4	4	3				3	4		2	